

令和7年8月1日

対面対話に関する質問への回答書

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
1	入札説明書等に関する質問書に対する回答書	3,4	No.25 No.27					ストックヤード電源切り替え	「ストックヤードの電源切り替えで20kWの負荷容量を見込むこと」と回答ありましたが、単相機器(照明・コンセント・換気・その他機器)のみでしょうか。三相機器(空調・換気・その他機器)は不要と考えてよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりでも可とします。
2	入札説明書等に関する質問書に対する回答書	4	No.28 No.29					ストックヤード	本工事で整備するストックヤードについては、解体跡地に整備するストックヤードとは別のものです。貯留品目や計量方法未定との回答がありました。一方で配置検討する上では、使用目的や方法を理解した上で提案する必要があるとございます。 以下の想定のもと、配置動線計画を検討しておりますが問題ないかご確認を御願います。 ・既設ストックヤードの代替施設を想定 ・対象は一般持込の方とする(乗用車による少量持込を想定) ・主に不燃ごみ、不燃粗大ごみ、資源ごみの荷下ろし ・可燃ごみや可燃粗大ごみについてはプラットホーム内での荷下ろし	ご質問の前提で計画して頂いて構いません。
3	入札説明書等に関する質問書に対する回答書	6	No.49					ストックヤード	ストックヤードに荷下ろしする想定車両台数は最大175台/日と回答がありました。 この車両台数が、本工事で整備するストックヤードに適用されると考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
4	入札説明書等に関する質問書に対する回答書	7	No60					新焼却施設の試運転期間	受電後の単体機器調整～性能試験結果確認の期間について、新焼却施設は事業者提案ではなく要求水準書のとおり(120日間)とすると回答がありましたが、これは120日間指定ではなく120日間以上と理解してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書等に関する質問書に対する回答書	7	No60 No61					電気主任技術者 ボイラタービン主任技術者	主任技術者は工事着工時から選任が必要ですが、事業者から選任するという制度は事業者が「みなし設置者」であることが前提と考えます。ここで、経済産業省が定める「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」において、「みなし設置者」は「本来の設置者から自家用電気工作物の保安の監督に係る業務の委託を受けている者のうち維持・管理の主体である者」とされていますので、今回の発注形態においては、組合様もしくは別途発注される運転管理事業者が選任すべきと考えます。主任技術者の所掌につきまして、再検討の程宜しくお願い致します。	検討します。
6	入札説明書等に関する質問書に対する回答書(第1回)	8	No.63					試運転及び運転指導にかかる経費	ご回答の意図としては、組合様から別途発注される運転管理事業者が、「様式 人件費」(1)(2)に記載の人員体制で、試運転初期から操業実作業を行うものであり、建設事業者はその運転管理事業者に対して、運転指導を行うものとの理解でよろしいでしょうか。	運転会社の試運転に要する人件費は組合側で負担します。なお、性能試験時に事業者によっては別班を想定することもあるが、その費用は組合の負担外とします。
7	入札説明書等に関する質問書に対する回答書(第1回)	23	No.214					プラント用水受水槽	プラント用水受水槽の容量は、基準ごみ1炉全負荷時の7日分とご回答でした。要求水準書108頁では、「断水時に安全に炉を停止、施設を維持するために必要な容量として7日分」と記載があります。これらを勘案すると、断水後も1炉基準ごみで7日間運転を行うために、必要な水・薬品・燃料を常時貯留する必要がある理解でよろしいでしょうか。	基準ごみ1炉全負荷時の7日分は受水槽の容量のみを指しています。その他薬品・燃料は定格7日分の確保をお願いします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
8	入札説明書等に関する質問書に対する回答書	35	No.33 5					湯沸かし室	「工場棟と管理エリアの湯沸かし室は別とすること」と回答ありましたが、管理エリアの事務室と工場棟休憩室を同一フロアに配置してよろしいでしょうか。また、その場合、湯沸かし室は共用とさせていただくことは可能でしょうか。	ご質問のとおりでも可とします。
9	入札説明書等に関する質問書に対する回答書	36	No.34 9					液状化	「事業者にて必要な調査を実施して設計に反映すること」と回答ありましたが、液状化に関する資料が無いこと及び地下水位情報から建設地の液状化はしない事として計画致します。他に関連資料ございましたらご教示お願い致します。	資料がないため、ご計画のとおりで構いません。
10	入札説明書等に関する質問書に対する回答書(第1回)	42	No.409					土質柱状図	土質柱状図と相違があった場合の費用および工期についての協議は対象外のご回答でした。 一方、(入札説明書)別添資料4 設計建設請負契約約款 第18条、1項(5)および5項で「工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書(設計成果物を除く。)に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。」 「前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。」と記載されていますので、ご提示の土質柱状図との相違により費用および工期に大きな影響がある場合は、設計建設請負契約約款の通り費用および工期について別途協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	工期や費用に大きな影響がある場合は協議とします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
11	入札説明書等に関する質問書に対する回答書 及び別添資料8 地質調査報告書	42	No.40 9					土質柱状図 地質調査報告書	「土質柱状図については地質調査を実施した場所ごとに異なることが一般的であるので、協議の対象外とする」と回答ありましたが、別添資料8地質調査報告書の調査箇所は主に切土箇所調査されており、今回建設地は谷部の盛土範囲となり地質構成が異なる可能性がございます。予見できない地層断面の場合は費用および工期についてご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	回答No.10をご参照ください。
12	入札説明書等に関する質問書に対する回答書	44	No.41 9					既存建屋とのクリアランス	外構計画において、解体工事側の都合により、リサイクルプラザ解体部（残存建屋）とのクリアランスを確保するため、別途、仮囲いを設置して区切ると回答がありましたが、新施設の工事期間中は既存施設の解体工事は行わないため、事業者が設置する新施設用の仮囲いは、竣工前に撤去することを前提に敷地境界上に設置してもよろしいでしょうか。	ご質問のとおりでも可とします。
13	入札説明書等に関する質問書に対する回答書（第1回）	44	No.419					添付資料4 工事範囲図	2mのクリアランス確保とは建築物に対しての制約であり、仮設物は仮囲い間際から設置可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	入札説明書等に関する質問書に対する回答書	53	No.50 2					運営方針及び提案にあたっての要望事項	「運営方針及び提案にあたっての要望事項」に関する内容は、落札者決定基準p.6イ審査項目の判断基準におけるA評価相当とは限らないとご回答がありましたが、各ご要望の優先度を示していただけませんか。 例：1. 受付業務（計量棟） ①：- ②：優先度中 ③：優先度高 ・ ・	優先度を取り決めているわけではないので、お示しはできません。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
15	入札説明書等に関する質問書に対する回答書 別添資料10 コンクリート擁壁図							コンクリート擁壁図面	別添資料10に関連して、ストックヤード以外の部分(下図赤線部分)のコンクリート擁壁の資料をご提示いただけないでしょうか。 	資料はございませんが、現地を調査して頂くことは可能です。調査希望日を組合まで連絡してください。
16	入札説明書等に関する質問書に対する回答書(修正版)		No.47 7					有効な発電計画	「焼却施設の稼働日数については、規模算定根拠を考慮し、1炉ごとに269日としてください。」と回答ありましたが、1炉ごとに269日と固定されてしまうと、全休炉も7日と指定あることから、自ずと1炉運転・2炉運転日数が決まってきます(1炉運転日数178日/年、2炉運転日数180日/年)。 様式7-1では売電最大化のための運転計画を求める様式であるので、1炉あたりの運転日数については事業者提案とさせていただきますようお願いいたします。(1炉・2炉運転日数によって売電量に差が出ます)	焼却施設の稼働日数については、下記を条件として事業者提案とします。 条件①:稼働日数の下限を各炉269日稼働とすること 条件②:稼働日数の上限については、納入施設における実績を示すなど、実現可能な日数とすること

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
17	入札説明書	4	第1章	12				地元貢献	地元貢献の発注金額は定性的にも評価されないと考えてよろしいでしょうか。 また、公平性の観点をつまみ、定性評価における地元発注の対象となる企業についてご教示願います。	ご理解のとおり、地元貢献の発注金額については評価対象としません。提案に記載があったとしても、金額を墨消しするなどの対応をします。 その他、地元発注の対象となる企業については以下のように考えております。 ①地元発注予定に計上する目的で地元企業を新たに設立し、その地元企業が受注した業務の全部を他の企業に委託する場合は、地元発注予定として計上できない。 ②業務実態のない企業への発注や、企業の履行能力に対して著しくかけ離れた発注など、発注金額・項目の嵩増しだけを目的とした発注については、地元発注予定として計上できない。 ③請負工事の大部分を下請けに発注すること(建設業法第22条で禁止される行為)は、地元発注予定として計上できない。 ④掛川市内または菊川市内に工場が存在する企業へ発注する場合は、その工場で製作した製品のみが地元発注予定の対象となる。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
18	落札者決定基準	別紙	P2	7-1				有効な発電計画	第1回質問No.477において、「焼却施設の稼働日数については、規模算定根拠を考慮し、1炉ごとに269日(・・・)としてください。」とご回答を頂いていますが、一方で、運営方針及び提案にあたっての要望事項P.2において、「令和5年度の可燃ごみ量を踏まえて、どのような運転を行うことで発電量を最大化できるのか365日のごみ搬入量に対して、日々の焼却量をどう調整すべきか例示してほしい。」とあります。 焼却施設の稼働日数が269日で指定されていた場合、運転計画の工夫による発電量の最大化を提案することが困難となります。納入施設における実績など、稼働日数の設定根拠を明確にすることを前提に、運転日数の設定を事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	回答No.16をご参照ください。
19	運営方針及び提案にあたっての要望事項								第1回質問No.503において、運転計画に関する項目について「現段階での提案内容に履行義務が生じるものではなく」とありますが、非価格要素審査において、運転管理に関する項目についても評価の対象となることから、履行義務が発生するものであるとの理解でよろしいでしょうか。 ただし、別途実施される予定の運営事業における要求水準等によって、建設事業者の提案内容が履行できない場合は、別途協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、運転計画(運営面)に関する提案内容については、契約事業者が引き続き運営管理を行う場合に限らず、運営事業者が誰でも実施できることが前提であるとの理解です。その範囲については、履行義務が発生するものであるとご理解ください。 また、ご理解のとおり、別途発注予定の運営事業における要求水準等によって、提案内容が履行できない場合は、別途協議とします。
20	様式集							業務提案書	業務提案書のWord様式について、様式で指定された記載内容を満足し、様式集で指定された余白寸法を確保することを前提に、枠線有無や行間寸法等については事業者にて設定させていただいてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりでも可とします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
21	要求水準書	3	第1章	第1節	7	1)	(13)	計量機	「計量機は、登録車を除き2回計量が可能な配置とすること。」とありますが、燃料・薬品等搬入車両および焼却灰等搬出車両について、既存施設において2回計量が行われていないようです。 新施設においても、燃料・薬品等搬入車両は計量が不要、焼却灰等搬出車両は1回計量との理解でよろしいでしょうか。	焼却灰については2回計量としてください。 燃料・薬品について、計量は不要です。
22	要求水準書	3	第1章	第1節	7	1)	(17)	全体計画	入札説明書等に関する質問書に対する回答No.26に、新施設でごみ処理を開始する前までは既設の全負荷に給電して下さいとありますが、ごみ積替施設停止までは既設第1柱(北側)から給電を継続、新施設には新設第1柱(南西側)からの給電としてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで可とします。なお、新施設側とごみ積み替え施設側とで1敷地2受電となる時期がありますが、その点問題ないか事業者にて中部電力パワーグリッドとご協議ください。
23	要求水準書	3	第1章	第1節	7	1)	(17)	全体計画	入札説明書等に関する質問書に対する回答No.26に関連して、ごみ積替施設停止まで既設第1柱(北側)から給電できない場合、新施設の高圧配電盤から既設第1柱のPASにケーブルを接続して既設に給電してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりでも可とします。
24	要求水準書	3	第1章	第1節	7	1)	(17)	全体計画	入札説明書等に関する質問書に対する回答No.26に関連して、新施設から給電する場合の負荷容量は、別添資料4電力日報の受電電力(RFW)の最大値813kW(2025年4月1日)としてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりでも可とします。
25	要求水準書	3	第1章	第1節	7	1)	(17)	全体計画	入札説明書等に関する質問書に対する回答No.26に関連して、新施設からごみ積替施設に給電する場合、電力使用量の清算は、電源切替後から新施設が竣工するまでの期間と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
26	要求水準書	5	第1章	第1節	8	4)	(2)	プラント用水	純水装置の設計にあたり、上水の以下の水質情報をご提供願います。過マンガン酸消費量(CODMn)、カリウムイオン、アンモニウムイオン、硫酸イオン、イオン状シリカ、炭酸イオン、COD、ノルマンヘキサン。ご提供が難しい場合は、事業者が自主分析するため、予定上水のサンプルをご提供、または自主サンプリングさせていただけないでしょうか。	資料はございませんが、サンプリングは可能です。サンプリング希望日を組合まで連絡してください。
27	要求水準書	10	第1章	第2節	1	1.8	4)	余熱利用計画	「実施設計段階における電力会社との系統連系に関する協議において弾力的な運用を行うことが認められた場合は、可能な限り発電及び売電を行えるものとする。」との記載に対し、第1回質問No.51において、入札時における送電制限は2,000kW未満が条件とご回答頂いています。 本項目に関して、下記の3点について確認させていただきます。 ①入札段階では「入札時の電力容量(送電制限)は2,000kW未満」だけを考慮すればよく、その他に考慮しておくべきことはないとの理解でよろしいでしょうか。 ②実施設計段階における、発電設備の容量増加などの設計変更は工程遵守が可能な範囲で対応するとの理解でよろしいでしょうか。 ③実施設計時の発電設備の容量増加に伴う費用の変更については、別途協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	①についてはご理解のとおり、入札段階では送電制限2,000kW未満以外に考慮しても構いません。 ②について、実施設計段階における、発電設備の容量増加は工程遵守が可能な範囲での対応を求めます。 ③については、費用が増加するような仕様変更までは求めません。
28	要求水準書	11	第1章	第2節	2	2.1	2)	ごみの種類	不燃性粗大ごみの最大寸法「1,500mmW×2,500mmH×1,000mmL」と記載があります。添付資料23、24、25に示される搬入ごみからは最大寸法に該当するごみが判断できませんが、例示いただけないでしょうか。また最大寸法のごみが搬入される頻度はどの程度でしょうか。	最大寸法に近いサイズの不燃性粗大ごみが搬入されるわけではなく、最大寸法は余裕をもった数字で設定したものとしています。一般的な不燃性粗大ごみが搬入されるものとお考えください。最大寸法に近いごみが搬入されることはほぼないと考えています。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
29	要求水準書	20	第1章	第5節	1	1)		試運転	第1回質問No.60において、新焼却施設の試運転期間を120日間とするようにご回答頂いていますが、120日間より長い場合についても認められないということでしょうか。	回答No.4をご参照ください。
30	要求水準書	20	第1章	第5節	2	4)		運転指導	運転指導については、引渡し後、直ちに本組合側において本稼働に入るためには、事前に管理運営体制を整え、運転要員に対する教育、指導を完了しておく必要がある、とありますので、新焼却施設90 日間・新マテリアルリサイクル推進施設30 日間の運転指導期間に運転員が運転委託会社から派遣されると考えて宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
31	要求水準書	124	第2章	第11節	6	2)		接地工事	目標抵抗値の指定はありますでしょうか。特に指定なければ「電気設備技術基準の解釈」をもとに A種:10Ω以下、B種:電力会社指定 C種:100Ω以下、D種:100Ω以下 で設定してもよろしいでしょうか。	ご質問のとおりでも可とします。
32	要求水準書	124	第2章	第11節	6	2)		接地工事	既設施設の接地抵抗率測定結果資料をご教示お願い致します。	別紙のとおりです。
33	要求水準書	126	第2章	第11節	8	2)	(3)	② 燃料	非常用電源設備で使用する燃料は灯油以外を選定しても宜しいでしょうか。	調達に問題のないものであれば可とします。
34	要求水準書	163	第3章	第4節	4	2)		不燃残渣バンカ	「不燃残渣バンカ」の数量について「2基」のご指定がございましたが、2基必要とする理由は、非常時予備としてのご計画と理解します。 非常時のバックアップ方法を事業者提案とすることで、不燃残渣バンカの設置数を「1基」とすることをお認め頂けないでしょうか。	ご質問のとおりでも可とします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
35	要求水準書	175	第4章	第1節	1	6)		掘削	経済性及び工期確保のため掘削に伴う山留壁は残置させるものとして計画してよろしいでしょうか。	事業者が県に確認し、不法投棄と判断されないのであれば問題ありません。
36	要求水準書	181	第4章	第2節	2	4)	(10)	① 非常用発電機室	第1回質問No.331において、「適用基準は大気汚染防止法」との回答を頂いていますが、大気汚染防止法では非常用のディーゼル発電機関は規制対象から除外されています。そのため、具体的に適用される規制の内容について確認させて下さい。	規制については適用しませんが、騒音抑制への配慮をお願いします。
37	要求水準書	184	第4章	第2節	2	6)	(3)	① スtockヤード	「軒高さは、車両高を考慮して、軒高を決めること。」との記載に対し、第1回質問回答No.345では車両のダンプ時最高高さをご回答頂いています。Stockヤードの運用方法、およびダンプアップの要否について確認させて下さい。	現時点では提示の条件で設計をお願いします。ただし、契約後、運用条件が明らかになった際に変更は可能とします。(例:ダンプ高の低減等)
38	添付資料4							工事範囲図	門扉Bについて、現状復旧を前提に工事期間中一時撤去させていただく計画でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりでも可とします。
39	新廃棄物処理施設整備事業に係る生活環境影響調査案	81	第4章						表4-1-23に示される新廃棄物処理施設の排出ガス等諸元に記載されている排ガスの条件で、守るべきものがありましたら、ご教示願います。	守るべき基準はございません。設置届の提出の際に、生活環境影響調査と設計値との乖離がある場合は、問題が生じる可能性があるため、県への説明支援をお願いしたいと考えています。